

○国土交通省令第二号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二条第二項及び道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（鉄道運輸規程の一部改正）

第一条 鉄道運輸規程（昭和十七年鉄道省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十三条 旅客ハ自ら携帯シ得ル物品ニシテ左ノ各号ノ一二該当セザルモノニ限り之ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得 一 爆発質、自然発火質、腐蝕質其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品但シ銃用実包又ハ銃用空包ニシテ二百箇以内（業務上ノ必要ニヨリ銃用実包又ハ銃用空包ヲ携帯スル者ガ其ノ者ノ専用ニ供スル列車ニ乗車スル場合ハ五百箇以内、競技用ノ公称口径二十二ノヘリ打チノライフル	第二十三条 旅客ハ自ら携帯シ得ル物品ニシテ左ノ各号ノ一二該当セザルモノニ限り之ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得 一 爆発質、自然発火質、腐蝕質其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品但シ銃用実包又ハ銃用空包ニシテ二百箇以内（業務上ノ必要ニヨリ銃用実包又ハ銃用空包ヲ携帯スル者ガ其ノ者ノ専用ニ供スル列車ニ乗車スル場合ハ五百箇以内、銃用雷管又ハ銃用雷管附葉英ニシテ四百箇以

銃用実包又ハ拳銃用実包ヲ携帯スル者ガ乗車スル場合ハ八百箇以内）、銃用雷管又ハ銃用雷管附葉英ニシテ四百箇以内、銃用火薬ニシテ容器荷造共一疋以内及導火線又ハ電気導火線ニシテ容器荷造共三疋以内ヲ超エサルモノヲ除ク	②・③（略）
内、銃用火薬ニシテ容器荷造共一疋以内及導火線又ハ電気導火線ニシテ容器荷造共三疋以内ヲ超エサルモノヲ除ク	②・③（略）

第二条（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 1 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの 一 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れているもの 二 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火箭 三 百グラムを超えない競技用紙雷管 四 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包 五 銃器に装填した実包及び空包（警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。） 2・9（略）	別表 1 火薬類にあつては、次の各号の一に掲げるもの 一 三百グラムをこえない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れているもの 二 五百グラムをこえない信号焰管及び信号火箭 三 百グラムをこえない競技用紙雷管（新設） 四 銃器にそうてんした実包及び空包（警察官、監獄官吏その他法令に基き職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。） 2・9（略）

附則
この省令は、令和二年一月三十一日から施行する。

鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案について

令和元年 1 1 月

1. 改正の背景

鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 2 条に基づく鉄道運輸規程（昭和 17 年鉄道省令第 3 号）第 23 条第 1 項においては、鉄道車内における利用者の安全性を確保するという観点から、他の利用者に危害を及ぼすおそれのある物品の鉄道車内への持込みが制限されており、実包については現在、原則として 200 発以内までと規定されている。

また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 28 条第 1 項に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 52 条及び別表においても、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品等の一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下、単に「事業用自動車」という。）への持込みが制限されており、実包については現在、原則として 50 発以内までと規定されている。

しかし、実包の車内持込みについて規定された当時（鉄道運輸規程にあつては昭和 25 年、旅客自動車運送事業運輸規則にあつては昭和 31 年）は想定されていなかったスポーツ射撃競技（※）の普及がみられるところ、競技者は、多くて 1 人当たり 800 発の実包を輸送する必要があるため、上記の持込数量制限についても、社会の状況変化に対応させる必要が生じている。

（※）ピストル射撃、ライフル射撃等、銃器を用いて射撃を行うスポーツ競技の総称

一方、スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包（口径が 0.22 インチ〔約 5.7 ミリメートル〕のもの）については、その他の実包よりも火薬量が少ない。

以上より、競技用実包 800 発の鉄道車内・事業用自動車内への持込みに係るニーズと安全性について、総合的に勘案し、今般、鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）鉄道運輸規程（昭和 17 年鉄道省令第 3 号）の一部改正

第 23 条第 1 項を改正し、旅客が携帯し、鉄道車内へ持ち込むことが制限される物品のうち、スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包（口径が 0.22 インチ〔約 5.7 ミリメートル〕のもの）に限り、800 発まで鉄道車内に持ち込むことができることとする。

（2）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）の一部改正

別表を改正し、スポーツ射撃競技のうちライフル又はピストル射撃競技で使用する実包（口径が 0.22 インチ〔約 5.7 ミリメートル〕のもの）に限り、800 発まで一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車内に持ち込むことができることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	令和元年 12 月頃
施 行	令 和 2 年 1 月